

第十回 参議院議院運営委員会會議録第六号

昭和二十五年十二月十六日(土曜日)午後二時十八分開会

本日の會議に付した事件

- 委員の辞任及び補欠選任の件
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 議員派遣要求の取扱に關する件
- 名古屋、関西地区における日雇労働者の「職よこせ」デモに關する実情調査のため議員派遣要求の件
- 講和に關連する諸問題並びに國際情勢等に關する調査承認要求の件
- 公共企業体労働關係法の改正に關する調査承認要求の件
- 労働行政の実情に關する調査承認要求の件
- 休会の件
- 特別委員会設置の件
- 参議院規則の一部改正に關する件
- 参議院規則の一部を改正する規則案の委員会審査省略要求の件
- 連合国軍關係使用人に対する特別報償手当支給に關する決議案の委員会審査省略要求の件

○委員長(山田佐一君) 只今から會議を開きます。先ず常任委員の辞任及び補欠に關する件を議題に供します。

○参事(宮坂完孝君) 社会党から通産委員の吉田法晴君が辞任されました。その補欠として榊繁夫君、内閣委員の榊繁夫君が辞任せられて、その補欠として吉田法晴君を指名せられたいと申出が出ております。それから自由党

から農林委員の草葉隆圓君が辞任されました。その補欠として瀧井治三郎君、人事委員の瀧井治三郎君が辞任されました。その補欠として草葉隆圓君を指名せられたいと申出がございます。

○委員長(山田佐一君) 只今の御報告のごとく決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。さよう決しました。

○委員長(山田佐一君) 次に国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案、右を議題に供します。

○中村正雄君 この件につきましては、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入るの議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) それでは中村君の動議のごとく直ちに採決に入ります。本案に御賛成のかたの御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(山田佐一君) 多数であります。さように決しました。本案を可とせられたかたの御署名を願います。

- 多数意見者署名
- 中川 幸平
 - 鈴木 恭一
 - 木村 守江
 - 上原 正吉
 - 小宮山常吉
 - 中村 正雄
 - 吉田 法晴
 - 曾根 益
 - 江田 三郎
 - 小笠原二三男

片柳 眞吉 小川 久義

赤木 正雄 大隈 信幸

高橋 道男 大野 幸一

杉山 昌作 佐々木良作

愛知 揆一 加藤 武徳

○委員長(山田佐一君) なお本會議における委員長の口頭報告の内容は御一任願つて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。さよう決しました。

○委員長(山田佐一君) 次に調査承認要求に關する件を議題に供します。庶務關係小委員長中村君から発言を求められております。

○中村正雄君 昨日常任委員長が協議されました關係上、常任委員会からの議員派遣につきましては、今朝の理事會で各会派の理事諸君と相談いたしました。一応現在出ております各委員会からの議員派遣要求は、一応全部認めないことに決定いたしました。ただ休会明けの期間におきまして、各委員会におきまして重要性、緊急性等を勘案されまして順次申出がある場合には、別途に考慮するといふ、こういう附帯的意見を添えて、今申上げましたような結論に達しましたことを御報告申上げます。

○委員長(山田佐一君) 右の通り決しました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議なきものと認めます。さよう決しました。

○委員長(山田佐一君) 只今やはり議員派遣要求に關する件が参りましたので、委員長からちよつと御報告をいたします。

○参事(宮坂完孝君) 只今労働委員長赤松常子君から、最近の日雇労働者の「職よこせ」デモが名古屋、関西地区において年末を控えとみに激化の傾向にあるに鑑み、これが実情を調査し、その対策樹立の資料とするという目的を以ちまして、三名、七日間、兵庫、大阪、京都、滋賀、愛知へ派遣する要求書が出ております。費用は三万五千七百円でございます。

○委員長(山田佐一君) 只今議題になりました議員派遣の件であります。前の議員派遣をやはり休会明けまで保留ということに決した次第でありますから、右の案件も休会明けまで保留いたしますことになりました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) では御異議ないものと認めます。さよう決しました。

○委員長(山田佐一君) 次に調査承認要求に關する件を議題に供します。

○参事(宮坂完孝君) 外務委員長櫻内辰郎君から、講和に關する諸問題並びに國際情勢等に關する調査要求書。労働委員長赤松常子君から、公共企業体労働關係法の改正に關する調査承認要求書。同委員長から、労働行政の実情に關する調査承認要求書が提出されております。

を承認いたしましたして、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) それではさよう決しました。

○委員長(山田佐一君) それでは次に休会の件を御審議願います。

○小川久義君 昨日も雑談的に言つて置きました問題であります。そのときの空気で、殆んど全会一致で自然休会というようであつたと思ひますので、自然休会と御決定を願います。

○委員長(山田佐一君) 小川君の動議のごとく、自然休会といたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。さよう決しました。

只今の自然休会は、十八日から一月二十日までと御了承を願います。

○委員長(山田佐一君) 特別委員会設置に關する件を御審議を願います。それでは理事會における結果を御報告いたします。在外同胞引揚促進に關する特別委員会、電力問題に關する特別委員会、右二特別委員会を設置いたしました。残余の分は暫く保留することに理事會は決しました。右二つの特別委員会を設置いたしますことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。さよう決しました。

委員の數及び各派の割當の數は、前

回の例によりまして議長に一任いたしまして、御異議ございませぬか。

○委員長(山田佐一君) 御異議ないと認めます。さよう決しました。

○委員長(山田佐一君) 次に参議院規則の一部改正に関する件、議題に供します。御審議を願います。

○参事(佐藤吉弘君) 先ほど議運の理事会で御決定になりました線に沿いまして立案しましたものを配布してあります。参議院規則の一部を改正する件、参議院規則の一部を次のように改正するのであります。

第七十四条第一号、これは内閣委員会であり。及び第十五号中、これは労働委員会であり。第十五号を「十四号」に、同条第五号中、これは外務委員会であり。十八号を「二十号」に、同条第六号、第七号及び九号中、これは大蔵、文部、通産各委員会であり。二十号を「十八号」に改める。

同条第十一号を次のように改める。

- 十一 通商産業委員会 十八人
- (一) 通商産業省の所管に属する事項
- (二) 公益事業委員会の所管に属する事項
- (三) 土地調整委員会の所管に属する事項

同条第十六号に次のように加える。

- (三) 首都建設委員会の所管に属する事項

○片柳眞吉君 農林委員会はこれに入っておりますか。

○参事(佐藤吉弘君) 通商産業委員会と申上げましたのは、農林委員会の間

違ひであります。九号が農林委員会でありませぬか。

○参事(佐藤吉弘君) そうであります。

○片柳眞吉君 今まで二十人の委員会を十八人にいたしました。外務を十人を二十人にするという事ですが、例えば農林委員会は私は関係していませんが、片一方では農農国会という重要な要求もあつて、相当農林政策の重要性が増して来ているのであります。これを二名の格差を付けるという事が、果してどうかと多少の疑問を持つのであります。二十人と十八人と、同じ規格にできないものかどうかと思つております。

○中村正雄君 この各委員会の人数につきましては、先の理事会でも特別委員会との関連上いろいろ協議をいたしました。一応結局落着くところはここに落着いたわけでありまして、個々的にはいろいろ不満もあると思つて、一応御了解を願うのが一番よいのじやないかと思つて、御了解願ひたいと思つております。

○片柳眞吉君 理事会の御苦心のほどはよく知つておりますが、僅か二名でやはり農林とか文部、その他の二名の格差を付けるというところの際どいことをせんでもよいというふうな感じがするのです。

○中村正雄君 併しこれは外務委員会を二十五名にしようという最初の案だつたわけですが、いろいろの振り合上二十名になつたわけ、それで十名をどこから出すかということ、もう一つ十五名を一名減らすという決定になつたので、農林委員会を十八名にする

としようのが主眼ではなくして、二十名委員会から二名ずつ、八名出すという事に重点を置いて、農林、大蔵、文部、通産も十八名になつたわけ、御了解を願ひたいと思つております。

○佐々木良作君 今の中村君の通りに、同時に私のほうから申上げて置きたいと思つて、これは人数とそれから委員会の重要性、従つて格差という感じは、ひよつとしたら議員の中にあるのじやないかと思つて、人数と重要性についてはこれは全然関係がなくて、それだけのものだから、その辺を一つ御了解願ひたいと思つて、そうしないと、今の委員会の中も十二というふうな数字になつておるところや、十というふうな数字になつておるところもあるのです。その場合も決して重要性、格差という意味だつたら、これまで了承もされなかつたでしょうし、私も了承しなかつたのであります。委員会の人数の振り合止むを得ず、この辺は人数が少くとも仕事ができるだろうというところからやつたわけですから、格差の問題、重要性の問題は抜きに一つ御了解願ひたい。(了承)「了解」「進行」と叫ぶ者あり

○片柳眞吉君 もう一つ、通商産業委員会の所管事項の第三であります。土地調整委員会はこれに入れませんと、どこに入りますか。

○参事(佐藤吉弘君) 土地調整委員会は、総理府の外局でありますから、現在の規則の建前から言えば、内閣委員会に入ります。

○片柳眞吉君 それは私が農林関係の意味で申上げるのではないのですが、この委員会は相当、例の鉱業法である

とか採石法の関係で、農林、通産、相当もんだ問題があつたと思つて、そこでこの委員会は極めて公正なる運営をする必要があると思つて、それからこれを通産委員会に入れはしないかと思つて、若干の問題がありはしないかと思つて、相当実はもんだ問題でございませぬか、これはむしろ私個人の見解ですが、内閣に置かれたほうがベターじやないかと思つて、この辺もう一度御審議を願ひたい。

○参事(佐藤吉弘君) 土地調整委員会の問題はお説の通りでございますけれども、それは行政官庁としての調整委員会が中立的な立場であるということ、国会における委員会の所管の場合として考へるときは、少し違ふのではないかと考へます。内閣委員会においで、鉱業法、採石法のこと、全然御承知ないと言へば語弊がありますが、余り関係がないわけで、総理府においては土地調整委員会という行政官庁が中立的にあつて、その機関がございまして土地調整に関する仕事をすべく、その点はいいのですけれども、国会において内閣委員会が土地調整委員会を所管するということは、少し困ることになるのじやないかと思われま

す。結局はその土地調整委員会に關係の深い、ウェイトをどこが一番重く持つておるかということから通商産業委員会の所管にしたら如何かと、こう考へております。

○片柳眞吉君 観念的な御説明は、私は言ひませんが、実際では相当のいきさつがあつたのじやないかと思つて、ですから念のために、内閣なり通産なり農林等の意向をもう一遍お質しを願つて、相宜いきさつがあるように

同いですが、今御説明で理論的にはこれでよろしいと思つて、運営で多少のトラブルも起きるといけないと思つて、

○小川久義君 片柳君の御意見もありませぬ、通商産業委員会の所管事項のうち、第三だけを除外して可決して置く、これはいづれ後日土地調整委員会の所管をきめる、そういうことにされたらどうですか。

○吉田法晴君 これは小川さんの御意見もありませんけれども、私原案でいいと思つて、これは土地調整委員会の運営その他についての御意見だと思つても、それは参議院なら参議院全体の立場からする意見というものは、おのずから別になつて来るのではないかと私考へております。土地調整委員会について問題があつた、片柳さんの御意見でなければ、内閣委員会とそれから通商産業委員会と、土地調整委員会法をどういう工合に審議するかということについて、土地調整委員会法は鉱業法、採石法に關連があるとして、通商産業委員会を併せて審議をいたしました経過から見ましても、何と申しますか、土地調整委員会の動きその他とは別問題として、委員会の所管事項としては、原案通りで差支えないものだと思つて、(異議なしと呼ぶ者あり)

○片柳眞吉君 これは趣旨としては、政府部内の問題と国会との問題があるから、私は実質的な意味で申しますが、あえて固守いたしません。

○木村守江君 むし返すようで失礼ですが、理事会で非常にお骨折りになつてきめたものと思つて、さつき佐々木君の説明があつた案で、人間が

多くなつたからして、決して重要性という問題ではない、格差を付けるわけではないというお話ですが、それだつたならば私は、この外務委員会を二十人にするためにはかの委員会から二人づつ削るという事は、ちよつと説明がつかないのじやないかと思ひますが、なお一応説明のつくりにお話願ひたい。

○小笠原二三男君 今かかつている参議院規則一部改正の件をですね、御決定の上で、今の意見を取上げるならば取上げるとして……

○鈴木恭一君 私美はちよつとよそにいたために、理事会に出席しなかつたのですが、二十名になつたのは、理事会でおきめになつたんですか。

○佐々木良作君 今のは御意見があると思ひますが、理事会でも相談になつて、むしろ私も最初主張したのは、特別委員会を主張したわけなんです。特別委員会の意味は、先ほどもお話がありましたように、委員会の格差という意味ではなくて、成るべく全会派が、この問題は非常に重要、重要というより最近特に重要になつて来ておるから、各会派がこれに相談に入れるというふうな委員会にしようという意味で、成るべくほかの常任委員会に關係ないようにしようとするれば、これは特別委員会が一番よいわけで、特別委員会にしようというわけだつたのです

が、特別委員会にしますと、従来の外務委員会との關係が非常に奇妙になつて来て、むずかしくなるので、それならばいっそのこと常任委員会のままで、できれば全会派が入れるような人数に殖やそうというので、今のぎりぎりの二十という数字が出たと思うので

あります。従ひましてこれも木村さんのお話にもありましたが、重要性の格差からではなくて、こういふふうにきまつた、きまつたというより、こういふふうがよからうという話になつたと御了解願ひたいと思ひます。

○木村守江君 ちよつと重要性の格差ではなくて二十人にするという事は、ちよつと愛なんですか……

○佐々木良作君 何なんですよ、重要性の格差によつて二十人にしたのではなくて、人数のほうが、全会派が入れるというほうが重点になつた。従つて委員会の格差が上つたり下がつたりということを意味するのではない。(了承と呼ぶ者あり)

○木村守江君 私は十人も各会派が入るのではないかと思ひます。如何しよう。

○中村正雄君 これはいろいろ議論があるのは、この会派としては納得できませんが、これは理事会で四つの特別委員会をこしらえるという主張で議論がまともにならないときに、公団等の調査に關する特別委員会をやめる、公安に關する特別委員会はやめるといふことを一応各派が了解して、その代り外務委員会の拡充で行くという結論が出たから、理事会で決定したことを尊重する、通すよう願ひたいと思ひます。

○木村守江君 結局妥協案というふうな形ですね。

○佐々木良作君 そういふわけです。大安協。

○委員長(山田佐一君) それでは妥協点に達したようでありますから、原案のように決めます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。さよう決しました。

○参事(芥川治君) 手続上の問題であります。この議案につきまして発議者を各会派全部から出して頂きますかどうか。その点お諮り願ひたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○小川久義君 この意見は全員……

○参事(芥川治君) それからなおまた……

○兼岩備一君 僕のはうは賛成ですけれども、発議者に加ふことは遠慮いたします。

○小川久義君 共産党は発議者に加ふるの遠慮したいというので、共産党を除く全員。

○兼岩備一君 この決議案でしよう。(これじやないですよ)と呼ぶ者あり、(笑声)ああ、取消します。

○小川久義君 理事だけするという理由もなし、それに理事というのは小会派に割当がない、従つて全会派が共同して当たらなければならない。先ほど申し上げましたのは全員ということ、それでいいじやありませんか。(その通り)〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 小川君の発言のごとく、議院運営委員会全部が発議者ということできまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) それではさよう決しました。

○参事(芥川治君) もう一つ委員会の審査省略の件につきましてお諮りを願ひたいと思ひます。

○参事(佐藤吉弘君) 今の規則は、委

員会にこのまま行きますとわかるわけでございますから、委員会の審査省略を御確認願ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○小川久義君 今省略したのではないかと。(これは委員会にかけた)と呼ぶ者あり)

○委員長(山田佐一君) 審査省略を決定いたしました。

○中村正雄君 参議院規則のほうはいいとしまして、この各常任委員会の定数の変更によつて、各会派の定数が変わつて来ると思つたので、それで一応理事会で事務局を交えて決定いたしました、それを御報告願つて、その通りやつてもらいたい。本日参議院規則の一部改正が通りますれば、明日中に各会派できめられた各委員の変更を届出ればよいと思ひます。なお運営委員会が開かれませんか、あらかじめこの参議院規則の改正に伴うところの委員の変更については、委員の変更をあらかじめ議運で承認して置くという方向をとつて置かないと、又議運を開かなければならないと思ひますから、その点やつて頂きたいと思ひます。

○委員長(山田佐一君) 只今中村君の言われた通りに決しまして、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) それでは御異議ないものと認めて、さよう決しました。

○委員長(山田佐一君) 御報告申し上げます。

○参事(佐藤吉弘君) 自由党、大蔵、農林、通産一名づつ減りまして、外務委員会を六名とするわけであります。現在三名でありますから三名の増になるわけでありませぬ。

社会党、大蔵、文部一名づつ減らして、外務を五名、現在三名でありますから二名増。

緑風会、農林、通産一名づつ減らしまして、外務を四名、これは二名でしかから二名増となりませぬ。

民主党、文部一名を減らしまして、外務を二名とされました。これは一名増となりませぬ。

それから第一クラブ、現在のまま。労働党、労働一名減りまして、外務を一名、これは今零でありますから一名増となりませぬ。

それから共産党は水産一名減りまして、外務を一名増となりませぬ。

○小川久義君 先ほど決定になりました参議院規則の一部改正案の件に対する発議者の署名をするようにお取計ひ頂きたいと思ひます。

○鈴木恭一君 実は私のほうの關係で、給与の法案が済みましてちよつと休憩して頂きたいのですが、選挙期日の問題で、ちよつと私のほうで議事をきめたいと思ひますので、これをお諮り願ひます。

○佐々木良作君 今の問題をきめてから……

○委員長(山田佐一君) 小委員会ですら……

○佐々木良作君 今のやつを確認して置いてから……

○委員長(山田佐一君) 只今御協議を願うところは大体済んだようでありませぬが、議事の都合により両院協議会を開くかも知れませぬので、あとは休憩にいたして置きます。その前に決議案が一つありますから、決議案をお願ひいたします。

○参事(佐藤吉弘君) 昨日千葉信君外五名から連合軍関係使用人に対する特別報償手当支給に関する決議案という決議案が提出されました。本件につきましては委員会の審査を省略されたい旨の要求書が附いております。朗読いたします。(省略々々)と呼ぶ者あり)

○委員長(山田佐一君) 右のごとく審査省略を承認いたしましたして、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山田佐一君) 速記を始めて下さい。

只今の決議案は保留をするということに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないと認めます。

それでは保留と決しました。

○委員長(山田佐一君) 次に自然休会中の問題につきましては、たび／＼皆さんにお集りを願うのも御苦労と思いますので、閉会中における例等に準じて、突発的な議員派遣、その他議院の運営について、当委員会として議長から御相談を受ける場合、或いは職員の人事、給与等、当委員会の承認を要するものにつきましては、特に重要なものはお諮りいたしますが、その他のものについては、議院運営委員長又は庶務関係小委員長に御一任を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) それでは御異議ないと認めます。さよう決しました。

それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時一分散会
出席者は左の通り。

委員長 山田 佐一君
理事 愛知 揆一君
鈴木 恭一君
中村 正雄君
大隈 信幸君

委員 上原 正吉君
加藤 武徳君
木村 守江君
中川 幸平君
江田 三郎君
大野 幸一君
小笠原二三男君
曾根 益君
吉田 法晴君
赤木 正雄君
片柳 眞吉君
小宮山常吉君
杉山 昌作君
高橋 道男君
小川 久義君
佐々木良作君
鈴木 清一君
兼岩 傳一君

副議長 三木 治朗君

事務局側
事務総長 近藤 英明君
参事(事務次長) 芥川 治君
参事(警務部長) 丹羽 寒月君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君
参事(議案課長) 佐藤 吉弘君
法制局側
法制局長 奥野 健一君